

青森県教育委員会第324回臨時会会議録

- 1 期 日 令和5年2月22日（水）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時58分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室
- 5 議事目録
 - 報告第1号 議案に対する意見について
 - 報告第2号 行政文書不開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について
 - 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
 - 議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
 - 議案第3号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
 - 議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
 - そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、平間恵美、戸塚 学、安田 博
 - ・欠席者の氏名
新藤幸子
 - ・説明のために出席した者の職
小坂教育次長、吉田教育次長、白戸教育政策課長、早野職員福利課長、高橋学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、渡部生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長
平間委員、安田委員
 - ・書記
西野教馬、小路口晶子

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

この度の案件は、本日開会の県議会第313回定例会に提出された一般会計予算案2件、条例案4件の計6件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料1ページを御覧いただきたい。

まず、「令和5年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,190億7,230万8千円となる。これを令和4年度当初予算と比較すると、33億4,920万3千円の減、率にして、2.7パーセントの減となっている。

参考資料2ページと3ページを御覧いただきたい。

青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体の協力を賜りたいと考えている。

令和5年度は、「確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進」、「地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進」、「子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備」「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の4つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点の下、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んで参る。

参考資料4ページを御覧いただきたい。

続いて、条例案について御説明する。

まず、「青森県定年退職者等退職手当基金条例案」についてである。

これは、国家公務員の定年引上げに準じ、本県の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることにより、年度間で退職手当支給額が大幅に増減することに伴う県財政への影響を可能な限り少なくし、退職手当の安定的な財源確保を目的として、基金を設置するものである。

次に、「博物館法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」についてである。

これは、博物館法の改正に伴う所要の整備を行うためのものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて、11,375人から、181人減の11,194人に改めるものである。

次に、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、金木高等学校、板柳高等学校、鶴田高等学校、十和田西高等学校、六戸高等学校、三本木農業高等学校及び五所川原工業高等学校の7校を廃止するものである。

ただいま御説明した条例の施行日は、いずれも令和5年4月1日となっている。

参考資料5ページを御覧いただきたい。

最後に、「令和4年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえたものであり、2億3,030

万9千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,233億3,430万円となっている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 行政文書不開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第2号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 県立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について
(非公開の会議に付き記録別途)

その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

資料はないが、去る2月17日に行った職員に対する免職の懲戒処分について、正式な報告は3月定例会となるが、この場をお借りして取り急ぎ御報告する。

本事案は、下北地域の高等学校教諭が、酒気帯び運転で、去る12月27日に刑事処分を受けたものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表している。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図って参ったが、酒気帯び運転により刑事処分を受ける事案が発生したことは、誠に遺憾であり重く受け止めている。

このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、処分を行った2月17日に県立学校及び市町村教育委員会へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律を遵守するよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。